

審 第 1 4 3 1 号

答 申 第 4 8 7 号

平成29年10月30日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年9月17日付け病経管第977号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第591号

平成27年9月7日付けで異議申立人から提起された、平成27年8月11日付け病経管第763号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成27年7月14日に発表された精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施についてに関する情報一切。たとえば、〇〇〇〇〇〇医大の件との関連を示す文書、起案文書、当該医師の選定についての文書、診察の命令書、プレスリリース、謝罪文、調査のための文書、FAX、電子メール、県精神神経科診療所協会や県内の精神科を標榜する医療機関への文書、懲戒処分、再発防止策、診断書、通報書などなど、他にもあれば無論そちらも含めてとにかく一切。全ての年度で。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していなかった。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成27年8月11日付け病経管第763号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年9月7日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

また、開示請求者への本件通知書の送付を徒に遅延した職員を処分することとともに、今後は、再発防止策を講じて、たとえ不開示通知であっても、開示決定等の通知書を作成してから直ちに当該通知書を開示請求者に送付することを求める。

2 異議申立ての理由

対象文書が全く存在しないとは考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。

また、不開示決定通知書の作成日から2週間以上も経過した後で、当該通知書を開示請求者に送付することは違法である。

3 意見書の要旨

(1) 説明責任の欠如

実施機関は、精神保健指定医が所属していると考えられる千葉県精神科医療センターや佐原病院やこども病院やがんセンターを所管しているにもかかわらず、決定通知書でも理由説明書でも本件対象情報を一切保有していないという根拠を全く示していない。これこれこういう場合なら保有していることが考えられるが、実際にはこういうことになっているから保有していないであるとか、こういう内規や法令があるからこういう事情で保有しているはずがないといったように根拠を具体的に詳述すべきである。本件の決定通知書や理由説明書の記述では、行政が

主権者に対する説明責任を全うしたとは到底認められない。ただでさえ、我が国の精神医療は、国連の種々の機関から是正勧告を出されているのである。

(2) 通知の遅延

実施機関は、本件の遅延について責任を取ろうとせず盥回しにしている。

実施機関は、通知の遅延が情報公開・個人情報センターから遅延の旨を具体的に知らされたにもかかわらず、通知の遅延について情報公開・個人情報センターに抗議しなかった。これは、本件担当課と情報公開・個人情報センターとが共謀して主権者の知る権利を侵害したということである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求及び本件決定について

本件請求に対し、実施機関は本件請求に係る行政文書は不存在であるとして本件決定を行った。

2 不開示の理由について

実施機関は、本件請求に関する情報を保管している事実はなく、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、文書の探索が不十分であるか、または、解釈上の不存在の判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、当該精神保健指定医の指定を受けない医師が県病院局の医師ではないため、関連文書が存在せず、不開示決定を行ったものである。

(2) 異議申立人は、不開示決定通知書の作成日から2週間以上も経過した後で、当該通知書を開示請求者に送付することは違法である旨主張する。

しかしながら、実施機関が作成した不開示決定通知書は、情報公開・個人情報センター（現在の審査情報課総合窓口）へ即日提出しているところであるが、本件と同一請求に対する担当課（所）が複数にわたるため、請求人が容易に了知できるよう別々に送付せず、情報公開・個人情報センターで取りまとめた上で送付をした旨伺っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件請求は、本件請求内容に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、以下検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

異議申立人は、異議申立書において、対象文書が全く存在しないとは考えられず、文書の探索が不十分であるなどと主張する。

そこで、当審査会において確認したところ、次のとおりであった。

(1) 千葉県健康福祉部障害福祉課が平成27年7月14日に千葉県のホームページ上で公表した「精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施について」では、「措置診察に必要な精神保健指定医（指定医）の指定を受けていない医師に、措置診察を県が2回命令している」と記載されているが、この命令を受けた医師は、千葉県が設置し、実施機関が管理している6病院に所属する医師ではない。

(2) また、精神障害者の措置入院等の事務は、千葉県事務決裁規程（昭和31年訓令第10号）第23条の規定（別表第三の二十一）により、千葉県知事部局に属する各健康福祉センター長の専決事務とされている。

そうすると、千葉県知事部局とは別の部局である千葉県病院局が、精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施に関連して、何らかの文書を作成又は取得しているとは考えがたい。

したがって、実施機関の本件対象文書を作成又は取得していないとの説明には不自然・不合理な点は認められず、実施機関の本件決定は、妥当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月18日	諮問書の受理
平成27年10月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月16日	異議申立人から意見書の受理
平成29年 4月26日	審議
平成29年 5月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)